

## 帝塚山学院大学 バス乗車証取扱要綱

この要綱は、帝塚山学院大学（以下「本学」という。）が本学学生に発行する「バス乗車証」（以下、乗車証という）の取扱いに関して必要な事項を定める。

## 1. (乗車区間)

- ・ 泉ヶ丘駅（泉北高速鉄道）より本学（はるみ小学校前）
- ・ 金剛駅（南海高野線）より本学（はるみ小学校前）

乗車証により大学への直通バスのほか、(株)南海バスが運行する同区間の路線バスに乗車することができる（時間帯制限あり、途中乗下車不可）。

## 2. (有効期間)

有効期間 5月1日（初回・新規購入のみ4月1日）から翌年4月30日

## 3. (購入金額)

年額 54,000円（2023年度）

## 4. (事務)

乗車証に関する発行、交換、返金手続き、不正乗車対応については学生支援センターが、運行管理及び返金処理は総務部がそれぞれ行う。

## 5. (取扱業務)

乗車証に関する発行、交換、返金等の業務

## (1) 発行

- ・ 新生については入学手続き時、在校生については3月に購入方法等を案内し、4月に発行する。
- ・ 支払いは新生については入学手続き時、指定納付用紙にて納付。在校生については春学期の学費等と合わせて納付する。
- ・ 原則、学期途中での発行は行わないが、復学、帰国などの異動や通学経路の変更を伴う引越しの場合は学期途中での発行を行う。但し、月単位とする。

## (2) 交換

- ・ 不可抗力による汚損等の場合は交換を行う。紛失等による再発行はしないため残期間に応じた金額で再購入が必要となる。

## (3) 返金

- ・ 原則、返金を行わない。但し、次の場合において返金を行う。
  - ①退学、除籍、休学、留学など通学しない事情の異動の場合
  - ②入学年次のみ4月末日までに通学手段を変更する場合
  - ③一ヶ月のうち、集合授業を中心としない日数が5割を超える場合（感染症対策等に伴う長期休校等）

④その他、引越し等による通学経路の変更など学生部長が適当と認めた場合

・返金額

月単位とし、上記で判断した利用月数分の額を購入額から減じた額を返金する。返金申請書と乗車証の両方を学生支援センターに提出した月の翌月以降を返金対象月とする。

・時期

返金時期は前条の③については全学期終了の3月末とし、それ以外については、返金申請書と乗車証の両方を学生支援センターに提出した月の翌月とする。

6. (不正乗車)

不正乗車やそれに類する行為を行った場合、「帝塚山学院大学 学生懲戒規程」にもとづいて厳正に処分を行う。

- ・有効期間が切れた乗車証を使用した場合（故意、過失にかかわらず）
- ・他者の乗車証を使用した場合
- ・自分の乗車証を他者に使用させた場合
- ・乗車証を複製、改変などをして使用した場合、他者に使用させた場合
- ・その他、不正乗車やそれに類する行為を行った場合

7. (乗車時の注意事項)

乗車時はマナーやモラルをふまえた行動を心掛け、かつ実践するように。

- ・他の利用者の迷惑とならないようにする（大きな声での会話、座席の占有、割込み乗車）
- ・バス内での飲食は控えるように。

以上